

会 議 録

会議の名称	第9回小金井市立保育園の在り方検討委員会	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和7年4月24日(木) 午後7時00分～9時29分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者	委員	委員長 普光院 亜紀 委員 副委員長 渡邊 嘉二郎 委員 委員 大前 優香 委員 古山 幸恵 委員 尾高 真奈美 委員 田中 浩司 委員 八木 尚子 委員 水津 由紀 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 保育課長 黒澤 佳枝 保育施策調整担当課長 中島 良浩 保育課保育係主任 松本 俊介 さくら保育園園長 柴田 桂子 けやき保育園園長 池田 由美子 株式会社黒崎事務所 黒崎 晋司 株式会社黒崎事務所 田中 史志
欠席者		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	23人	
会議次第	1 前回までのまとめ (1) 会議録の確定 (2) 前回までのまとめ ・ 答申案の骨子案(たたき台) ⇒ 市民ワークショップ、委員からのご意見、素案へ 2 【報告事項】 第2回市民ワークショップの結果について(資料67) 参加人数、出された意見、当日の様子等 3 【協議事項】 答申案(素案たたき台)について(資料69～71) (1) 「はじめに」から「諮問された『5つの課題』への対応策」まで (2) 「市立保育園の役割の速やかな実現のために<まとめ>」 (3) 「このほか、今回検討した小金井市の保育の現状から求められること」	

	4 その他
発言内容・ 発言者名（主 な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	資料67 第2回市民ワークショップ実施結果 資料68 答申案骨子案に対する意見聴取まとめ 資料69 答申案（素案たたき台） 資料70 小金井市立保育園の職員数・費用の試算（概算） 資料71 市立保育園のブロック分けイメージ 資料72 資料69（小金井市立保育園の役割と在り方について答申（素案たたき台））に対する修正意見
その他	なし

第9回小金井市立保育園の在り方検討委員会 会議録

令和7年4月24日

開 会

- 普光院委員長 第9回小金井市立保育園の在り方検討委員会を開会いたします。
欠席や文書の取り扱い等について事務局から報告をお願いします。
- 堤子ども家庭部長 まず委員の欠席、遅刻等のご連絡はございません。
また、市の人事異動がございましたので紹介させていただきたいと思います。4月1日付で保育課長から保育施策調整担当課長になりました中島です。
- 中島保育施策調整担当課長 改めてよろしくお願ひいたします。
- 堤子ども家庭部長 こども家庭センター長から保育課長になりました黒澤です。
- 黒澤保育課長 よろしくお願ひいたします。
- 堤子ども家庭部長 今回、大前委員、古山委員から素案の修正案の提出を受けておりますのでこれから配らせていただきます。頂いたものをそのまま刷ったものですので付番がされておりましたが、資料72として追加して公開等ができるようにしたいと思っております。この後の進行では、素案自体お示しするのは今回が初めてですので、まず素案の説明を委員長からいただきまして、それに対して修正等のご意見をいただく際の資料となってくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
事務局からは以上です。
- 普光院委員長 ありがとうございます。
- 尾高委員 すみません。今のこの資料の扱いなんです、古山委員とか大前委員から、前もっての資料提供を要求されているにも関わらず、このように突然配布されるというのは大変遺憾です。そのため締め切りも設けられてたはずだと思うのですが、どういふことでしょうか。
- 大前委員 この締め切りは設けられてないですね。今回出された資料69の素案に関して、答申のたたき台が出されたのは1週間前、先週の金曜日ぐらいで、いつまでにご確認くださいということで、これに対する意見をいつまでというのとはなかったかと思ひます。
- 尾高委員 ただ、資料送付は前もってして欲しいと今まで私たちや事務局に要求してきましたよね。
- 大前委員 はい。それで何度もやりとりを事務局とさせていただいていました。
- 尾高委員 今回この扱いというのは、ご自身で正しいと思ひますか。
- 大前委員 はい。
- 尾高委員 わかりました。

○大前委員 時間がない中、口頭で話すだけでは不十分な部分と説明が足りない部分があると思いますので、資料に合わせて、読む時間は少し足りないかもしれないのですが、今回お渡しして、お話しして、議論して、また次回更新のときにしっかり確認して資料として読んでいただけるようにした方が確実だと思いますので、時間がない中で有意義な議論をしたいと思うので出させていただきます。時間がない中、申し訳ないと思っておりますが、よろしくをお願いします。

○渡邊副委員長 すみません。副委員長という立場で、率直に言ってちゃぶ台返しという印象を持ちました。

こちらの資料は、昨日4月23日の15時46分と16時33分、今日の会議の前の日の午後に出てきました。内容的に見ますと、今まで審議してきた事柄に対するコメントが多く、かなり前に出し得る資料だったのではないかと、私は感じました。

○大前委員 資料として出されてこなかったから、改めて今回資料化したものです。

○渡邊副委員長 骨子案の議論があったその時に、いろいろ出していただくことはできなかったのか。前日にこれを出されて、これを読み込むということは、はっきり言って非常に難しいです。委員会としてこれを資料とするということですので、これ以上のことは申しませんが、会議の進め方の基本的なルールとして、皆さんがこれを十分読見込める時間に出していただいて、行政としても、十分時間を取って最終案に反映できるような、やり方をさせていただきたいと思いました。

資料提出は権利であるということかもしれませんが、権利の裏には義務があり、その義務というのはここで決まったルール。A4用紙、2人で1枚ずつという基本ルールは守られたとは思いますが、時間的に余りにも早急で、泥縄的な議論しかできないのではないかと。そこについては、承服いかなかったもので、意見として言わせていただきます。

それから、この内容を反映して欲しいということですが、正直、かなり冗長で、提案の中の文面が他の箇所と全く同じだったりします。そういうのはいかがなものか、というのが率直な意見です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

今日、非常に大事な議題がありますので、もちろんそれぞれご意見お持ちだと思っておりますが、まず議論を進めることを優先したいと思っております。ご協力いただければと思います。

それでは議事に入ります。まず会議録の確定です。

前回の会議録については、各委員からの修正を反映した形で確定したいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○普光院委員長 それでは、修正した上でホームページにアップいたします。

次に前回までのまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 前回第8回のまとめについてです。

委員会では答申の骨子案をお示しし、そちらについてご意見をいただいたところです。委員会の時間の中で意見をいただききれないところがございましたので、委員会後に意見聴取をいたしまして、その結果を資料68としてまとめさせていただきます。

した。

また、第8回委員会の後の4月6日に、この後、報告させていただきますが、第2回市民ワークショップを実施しております。このワークショップの資料といたしましては、前回の委員会でご確認いただいた骨子案から複数案を示すという部分の3行を削除するということになり、ワークショップではその内容でご説明させていただいた次第です。ワークショップの結果はこの後、報告させていただきますが、資料67としてまとめております。

雑駁ですが以上となります。

○普光院委員長 それでは議題の2の報告事項、第2回市民ワークショップの結果についてに入ります。

ご説明をお願いいたします。

○委託事業者 時間も限られていますので、資料67に沿いポイントを絞って報告します。

まず、4/6WS当日の参加者は16名。ここれらの方々を、応募順を基本にしなが、属性・性別・新たな参加者のバランスがよくなるようにグループを編成して、多様な視点から意見交換していただきました。参加者のみなさんは、ワークショップのルールをきちんと守って、他の人の意見もしっかり聴きながら、積極的に意見交換・対話していただきました。ありがとうございます。ファシリテーターとして感謝するとともに、小金井の市民の方々は民主主義が沁みついていると感銘を受けました。ぜひ、今後の保育園をめぐる話し合いや説明会などでも、こうした民主的な運営を期待します。

資料の最後に付けてあります参加者アンケートの結果をみても、改善点もありますが、おおむね好評価をいただいております。ここで、ひとつご注意いただきたいのは、アンケートのご意見にも関連しますが、WSでの意見を答申に反映する、ということについてです。ワークショップではテーマに沿って、参加者のみなさんから自由に意見を出していただきました。ワークショップで出された付箋に貼ってある意見を、削ったり、要約したりすることなく、そのまま検討委員会に提出してあります。もちろん、検討委員会で議論しやすいよう、答申の検討につながるように、付箋の意見は内容ごとに整理してありますが、整理する際に省略したりまるめたりはしていません。そのうえで、検討委員のみなさんのほうで重要だと思われる論点について取り上げていただき、議論していただくことが、ワークショップの対話を検討委員会にフィードバックするということであると考えます。つまり、ワークショップでの付箋の意見を、そのまますべて答申に反映するというのではなく、検討委員会に、議論の素材を提供するのがワークショップと検討委員会の関係であるという点を確認しておきたいと思えます。

参加者アンケート結果とともに、当日の各グループの模造紙の写真を付けて、一枚一枚の付箋に書かれた内容をそのまま文字化した速報版を、事務局から委員のみなさん宛てに送信していただいたと思えますので、本日の検討委員会でのご議論、よろしくをお願いいたします。

ワークショップでのグループ対話は、資料67の1ページの(4)表のとおり、骨子案3の課題と骨子案4の在り方と対応策を中心に、2つのテーマで意見交換していただきました。テーマのひとつは、4/6時点での骨子案の「良い点」と「改善点」。ふたつ目のテーマは、同じく骨子案の「重要だと思うポイント」についてです。「重要だと思うポイント」とは、検討委員会で議論し、深めてほしい大切だと思う事項・内容のことです。この2つについて意見交換していただき、これらの付箋の意見を文字化して骨子案の該当項目ごとに整理したのが資料の2ページから13ページです。付

箋の記録は、参加者の意思を尊重し、そのまま掲載してありますが、事実と異なる内容もあるかもしれませんので、ご注意ください。

前回の11月のWSと同様に、今回もたくさんの方の貴重なご意見が寄せられています。前回のWSを報告した際に、確か田中委員さんだったと思いますが、「地域という新しい視点が出されたことがワークショップのひとつの成果である」といったご意見をいただきました。それに倣うと、今回のWSのご意見の特徴として、3の課題、4の在り方に関しては、9ページの「ブロックでの適正な配置の検討」、10ページの「園舎の老朽化への対応」で複合化も含めた検討、11ページの「公民連携の仕組み」に関するご意見などが多い結果となっています。これらの他にも、WSではたくさんの方の貴重なご意見が寄せられています。寄せられたご意見を参考に、検討委員会の委員のみなさんで、重要な論点を取り上げて答申骨子案から素案の作成に向けた、積極的な議論をお願いします。繰り返しますが、それが、ワークショップでの成果を検討委員会にフィードバックしたうえで、答申に反映するということだと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

今の説明について何かご質問等がありますでしょうか。

では次に進みたいと思います。

議題3の協議事項、答申素案についてということで時間は100分を予定しておりますのでよろしくお願いします。

皆様からご意見をたくさんいただきました。資料68に前回の委員会以降に皆様からいただいたご意見を載せています。皆様のご意見を踏まえながら、骨子案の文書化などを事務局の方で進めていただき、それに対して私の方で必要な内容を足しながら再構成をするという形で素案を作りました。素案は資料69として皆様のお手元にあるとおりです。最後の2ページに、骨子案から複雑に項数が変わった部分があるので、どのように変わったのかを16～18ページに載せております。

この素案たたき台をどのように修正するのか、その大きなところを本日の議論で方向づけていくことを考えておりますので、ご意見、ご議論をお願いいたします。

本日、議論として、大きな修正の方向づけを行うとともに、この素案を修正して4月30日をめどに委員の皆さんにお送りし、委員の皆さんは5月6日を締め切りとしてさらに修正点の確認や、ご意見を出していただく。それを反映した答申案を次回の委員会の資料として、5月9日に委員に事前配布し、5月15日の委員会でこれを答申として決定するという流れを考えております。

まず私から、この答申素案たたき台について、なるべく簡単に説明をしていきたいと思っております。

まず1ページ目を開いていただくと、「はじめに」がございます。「はじめに」は骨子案に基づいて、本委員会の設置と目的、諮問内容、本委員会の経過などを文章化しております。また、これまでの議論や判決についても触れております。

めぐりまして、「1 小金井市における保育等の現状」ということで、ここではデータを盛り込みつつ、この間的小金井市の取組や課題、取り巻く問題等を説明しております。

17ページを見ていただきたいのですが、この1は骨子案では一番上のところに囲みの中に入っていますが、(1)(2)(3)となっていました。こちらについて、重複が多くなっているということで(1)と(2)に整理し直しております。(1)が小金井市における保育等の取組、(2)が小金井市の保育、子育て地域、子育て支援を取り巻く

問題とコンパクトにいたしました。どのように修正したかについて、こちらの図に示しております。特に地域子育て支援というところが少し詳しくなっているのですが、これは国の方針もあり、児童虐待防止との関係で、地域の子育て家庭の支援が今非常に重要になってる。それは地域ごとに子育て家庭等と繋がり見守る役割が、このあとの公立保育園の役割として位置づける部分に関連してきますので、前段で地域の子育て支援について骨子案よりはやや詳しくした形で書いております。

そして、4ページの(2)小金井市の保育、地域子育て支援を取り巻く問題の①の待機児童対策及び必要利用定員の見通しの3行目が資料XBとなっております。これは資料66のことを言っております。年度途中でもかなり待機児童がいるという資料、こちらを掲載したいということで資料XBとして示しております。

それから、「2 市立保育園に求められる4つの役割」ですが、ここはもう議論が尽くされておりますので説明はいたしません、9ページの表の役割3をご覧ください。実はここの役割3の囲みの下の3行、その他の家庭・地域への支援、必要に応じ高齢者との交流、小学生の居場所などのニーズにもこたえるということが入っていますが、現場からは、ここまで広げられるとかなりしんどいというご意見も多かったため、削除したほうがいいのではないかと前回発言をし、そのままになっています。この後、皆さんから残した方がよいというご意見がなければ削除したいと思っております。

「3 市立保育園の役割を実現するための課題」にまいります。骨子を文章化していますが、ブロックの考え方というものを補足しております。(1)が市立保育園の適正な配置、(2)が保育士の人員不足(3)が園舎の老朽化ということで、役割を実現するための課題を3つ挙げているわけですが、(1)のところで適正なブロックに分けて、各ブロックに市立保育園が配置されるという形を描いております。③のところも、少し内容としては濃くしていますが、③の1行目、市立保育園はすでに一時保育を実施しつつ、こども家庭センターとの連携による緊急対応を受け入れており地域の子育て支援、地域の在宅子育て家庭の孤立防止、隠れた支援ニーズの発見と早期対応を行う支援機関として適正に配置されることが望まれる。つまり既にこういう活動をしていますということを補足しております。

それから、次の段落の地域の子育て支援については、子育て支援拠点の話ばかりが出ていたのですが、児童福祉法改正でこども家庭センターが位置付けられたときに、地域子ども子育て相談機関というものも配置するように努力義務化されてまして、地域子育て相談機関は徒歩15分圏内に1ヶ所あるようにするというのを国が推奨しております。これが答申の後半部分に関連してきます。つまり、ブロックをどう構成するのかという話に関わってくるので、説明を入れました。

その次が、「4 市立保育園の在り方、課題への対応策」。これについてはご覧のとおりですけれども、18ページの表に、第4章について骨子案からどのような変更がされているかについて記載をしております。例えば(1)の諮問された5つの課題への対応策ということで、諮問事項の1～5をあげて書かれていますが、諮問事項の2のところでも市立保育園は定員充足率が高いことを指摘した、ということは書いております。民間サイトで空き状況を過去3年間くらい振り返っているサイトがあるのですが、小金井市の公民の保育園について、全部ではないのですが調べたところ、段階的縮小をしている公立園を除いた公立保育園3園は非常に充足率が高い、空きが少ないということがわかりました。これは市民のニーズを反映してるとのではないかとということで、諮問事項2にそのような地域のニーズにも配慮する必要があるということを補足しております。

次の「(2) 市立保育園の役割の速やかな実現のために〈まとめ〉」ですが、ここは今日、議論になるところかと思えます。公民連携を中心に今まで議論をしてきまし

たが、私の方から在宅子育て支援の観点、つまり市立保育園がすでに緊急対応している、地域課題に対応しているということを踏まえて、在宅子育て支援の観点からも市内を適正なブロックに分けて、各ブロックに市立保育園を配置することが必要であることを第1点目に述べております。

次の(2)の二つ目の黒丸に、園数や定員の調整を視野に入れる場合の条件について補足しております。そして、黒丸3つめとして、資料64、68を基にしたデータの検討と書いてありますが、この資料68が、本日、資料71として配られております。資料68では、公立保育園を中心に描いた円が2キロ圏内だったのですが、国が推奨している徒歩15分圏内と食い違ってしまうので、徒歩15分圏内、つまり1.2キロ圏内で円を引き直したものを資料71として今日つけております。それをもとに今日、いろいろなご意見をいただければと思っております。

それから、14ページの(3)には、「このほか、今回検討した小金井市の保育の現状から求められること」として、市独自の指導検査体制を強化する必要があるということが追加されております。これが骨子案から追加や補足があった部分です。

内容については以上です。

ここまでの私の説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。

それでは、ここからは皆さんからご意見をお願いしたいのですが、古山さんと大前さんのご意見はとても長いので、水津委員から順番にお願いいたします。

○水津委員 事前に意見の提出をしておらず、大変恐縮なんですけど、答申に具体的な内容をどこまで書けるかという話がまだわからないままで終わってきたかなと思っていましたが、私としてはここで議論したものをきちんと書いていただくということが非常に重要だと思っています。

5園が望ましいけれども、それ以外の意見もたくさんあった。市の全体の状況を見たときにどうなのかということも話をしてきたはずですので、その辺のところも入れていただけるといいなという思いはありながら、事前の意見を書かなかったのも、大変恐縮なので、あまり強くは言いませんが、後で皆さんのご意見をお聞きする中で思いを述べさせていただければと思っております。

○普光院委員長 ありがとうございます。何度でもご発言いただいて結構です。

それでは八木委員、お願いします。

○八木委員 私も、今回初めてこういう文章が出てきて、答申らしくなってきた、なるほど内容がやっとわかったというところがあります。前半に関しては、粛々とということが織り込まれていますし、中身としてはいいものができてると感じています。

ただ1つ、子育て支援拠点に関して、学童を入れてください。学童保育所でひろば事業をやっています。どうしてこれを入れて欲しいかというと、4拠点をしかやっていないのと、学童保育でもやっているということでは、拠点数が大きく違ってきますので、やはりその辺も入れて欲しいと思っております。ここについては、またこの後で話をさせていただきたいのですが、ぜひ入れていただきたいと思っております。

全体としてとてもよくまとまっていて、今までの議論が反映されていると思いましたが、後半になるに従って、いやここでは話されていないことが随分入ってきてるな、と感じています。内容的に事実やデータを出すこと自体は問題ないと思っておりますけれども、5園が望ましいという話は一切していないのでは、まだ数字のことにっては何も言っていないのではと思っております。ここに関しては、今日話をしないことには、この先進めないと思っておりますので、今日の議題となるのだろうなと思いつつ来た次第です。

ここで言っているのか、後で言うのかわかりませんが、5園でなければいけないという5園ありきの話ではなく、この委員会は、まず公立保育園としてどういう役割を担っていくのかということから話をしましょうということで、話が始まりました。結果、その内容を見たら5園でなくてもいいかもしれない。4園かもしれない、いや、やっぱり5園かもしれないということが見えてくるんだらうなと思っていました。役割の議論をする中で、実際見えてきたと思っています。それはどういうことかと言ったら、公民の連携がしっかりできていれば、公立の保育園として残さなくてはいけない機能と5園でなくてはいけないということとは直結していないと感じています。だから5園はどうしても残すべきだというならば、どうして5園が必要なのかということ、ここでその論拠をしっかりと皆さんで検討しなくてはいけなかったのではないかと思います。ここについては、今日議論をする内容であろうと思っています。

あと、委員長が先ほどおっしゃった15分圏内というところですが、子育て支援拠点というのは公立の保育園でなければいけないわけではないですよ。小金井市の在り方検討委員会では、公民で連携をとって、どこも同じレベルで、どこも同じようなビジョンで子育てをして、子どもの保育を行っていきましょうということですので、必ずしも公立の保育園を中央に置く必要はないというところを考えれば、15分という距離の問題もクリアできるのではないかと考えています。

○普光院委員長　子育て相談機関という新しく努力義務になったものを、法改正がわりと最近だったものですから私が把握できてなくて、この素案に盛り込んだわけです。私の考えではやはり保育の専門性を持った機関が、遊び場事業や交流事業を今現在、児童館や学童保育所でやってらっしゃると思うのですが、それとはまた違う機能なので、これを公立保育園に位置づけるということが望ましいという考えで書き込ませていただきました。それは本来、公立の役割の中にもあったことです。

また、この5園体制であればという部分、12ページの(2)の黒丸の2個目です。「市立保育園の配置については現行の5園体制であれば地理的にも身近であり、子ども子育て家庭に目が行き届きやすい利点はあるが、人員確保や老朽化対策は深刻である」というように、非常に端折って書いており、乱暴に繋がってしまっています。公立保育園にこれだけの役割を私たちが位置付けた場合、その園が各地になるべく多く存在していた方が、地理的にも身近であり子ども子育て家庭に目が届きやすいということは、これは現象として、正しいんです。ただ、多ければいいとも言いきれない、多くても、それでうまくやれるとは限らないという文脈で、この人員確保や老朽化対策は深刻であると繋がっています。

○八木委員　皆さん、老朽化に関してどれほど深刻に捉えているのかというところは、私は非常に危惧しています。耐震化の対応をしたから地震でも大丈夫と皆さん思っているかもしれませんが、電気の件、水道の件、子どもを預けるとなったら危機感をお母さんたちが持たないのかと思っています。なので、これから先、募集を再開するという話がありますが、いつか終わりが来るものを、どこで区切りをつけるのかという、その議論がないのに募集を再開するということは、とても怖くてできないと感じています。

○普光院委員長　老朽化についてはかなり深刻だということは、二、三ヶ所で触れております。

○水津委員　市立保育園の緊急保育で連携をとった緊急的なものと書かれていますが、民間園では一時保育でそういう扱いは実施していないのでしょうか。

○中島保育施策調整担当課長 当然、民間の保育園でも連携して緊急で一時保育を実施していただいているケースはあります。

○水津委員 そうですね。だから公立保育園だけがやっているサービスということではないですね。わかりました。

○田中委員 文章になって非常に勉強になるというか、小金井の状況がよくわかるものになっているのは良いなと思いました。

正直なところ、私はこの間、5園必要であるというお話をさせていただいたので、そういう議論は全くなかったとおっしゃいますが、そのような意見をずっとお伝えしてきましたので、そこがある種反映されているというところではいいと思います。もちろん他の意見もあると思います。今お話になったように、7園のほうがいいに決まっている、9園だって、10園だって、たくさんあればあるほど良いという考えももちろんあるし、5園である必要性というか、5園が最適値であるという計算式はそれは何か捻り出せば出るのかもしれませんが、ここでは正直なところ、意見の一致は見いだせないと思っています。

私は、保育や子育てというのは思想信条があつてのことで良いと思っていますし、それに合わせて行政は予算を組んでいくべきだと思っています。そう思うと、今あるパイをどう分けるかということになったら当然減らしていかざるを得ないというのはわかりますけれども、それを何とか抑えるためにどこからお金を持ってくればいいのか、それを議論したいと思っていたので、私は5園維持が最適だと思っています。ただ、いろいろな観点から、経済合理性から考えられる方もいらっしゃると思うので、そういう方からしたら当然減らしていくという意見でしょうし、そういう意見がこの場に出たのであればそれを併記するというのが、私としては最後の落としどころかなという気がして、発言させていただきました。

○普光院委員長 例えば5園の老朽化を解消するために改築したりする予算が本当になのかとか、財政的に実際どうなっているのかとか、そんな話はここではできないと思っています。その数字から5園にしましょう、4園にしましょうということ結論付けることは出来ません。この後皆さんからそれぞれご意見が出るとは思うんですが、それぞれの考え方や方向性みたいなものを提示して、最後は、我々の出した答申を受けた市長がご判断されるという性質のものだと思っています。

○水津委員 そういう性質のものであればあるほど、やはり私たちの意見は網羅されていなければいけないと思うので、ここは膨らむところが出るのかなと思っています。

お金の面から5園を4園にすればいいとか、そういう話だけで考えるつもりはないのですけれども、小金井市の他の子育て支援事業も含めて総合的に考える必要があると思います。これは市民の責務として。

○普光院委員長 わかりました。

○尾高委員 この度、素案の作成ありがとうございました。文字になってようやく皆さんと同じく、何か実感が湧いた気がします。

ただ1つ懸念材料というか、私の素朴な疑問です。

大きな4、市立保育園の在り方・課題の対応策、(1) 諮問された5つの課題への対応策、ページ11、諮問事項5、自治体経営の観点の中で、老朽化施設を改善するこ

とが不可欠である、公費の配分等については、子どもの利益を第一に適正化されるよう検討していただきたい。ここまではわかります。例えば、本市の保育料は比較的低めであり、その適正化も考えられる。保育料は東京都が第一子も無償化を実施する方針を示しているが、それが実施の場合には、現在、市独自で保育料を軽減している財源も、これらの取組に充てるべきであるとあるんですが、素朴な疑問です。このような浮いた分を特定財源化できるんでしょうか。ここまで手を突っ込んでいいものなんですか。要は、保育の質の向上のために必要な予算、適正な予算の配分してくださいという要求であればわかりますが、特定の浮いたものを、これに使いなさいということ要求は成り立つんでしょうか、議会的に。希望だったりとか、検討にして欲しいということであればわかるんですが。

○普光院委員長 尾高さんは、そういうことには反対だということですね。

○尾高委員 適正な予算配置を望むのであれば、私は問題がないと思っていますが、福祉財源としての割り当て。要は、1回税収を全部もらって、議会が配分をどうするかを決定する、これが再分配の基本だと思っています。

保育に関して、予算が足りないということであれば、適切に予算措置をしてくださいというのは当然の要求です。なのでそれを載せるのは、全く問題ないと思っていますが、それをこっちに使いなさいと私たちが指示することはできないのではないのでしょうか。

○中島保育施策調整担当課長 保育料のところだけは誤解が起きやすいので改めてご説明させていただきます。

東京都が保育料無償化を実施するということになれば、本来、都から補助金という形でいただくことになります。その補助金は尾高委員のご発言で一般財源的な使い方ができるのではないかとということですが、従来保育料いただいていた時も、各民間保育園の運営費とか、公立保育園の人件費とか、そういったところに充てる特定財源として取り扱っていました。今回の無償化で都から補助金としていただくのであれば、取り扱い的には特定財源なので、他の一般財源的な取り扱いとはならないご理解ください。

○尾高委員 そこが私の中でネックだったんです。適正な予算処置をしてくださいというのは、当然だと思っているので、これをもらったからこれをこうしてくださいということを答申に書くことに問題がないのかと気になっていました。

中島さんのご説明で、そういうことであれば大丈夫です。

○普光院委員長 わかりました。ありがとうございました。

資料70の説明もしていただきたいと思います。園数の議論と定員を縮小するという議論があったと思います。その試算を事務局の方でやってくださっていますので、ご説明いただけますでしょうか。

○中島保育施策調整担当課長 資料70をご覧いただければと思います。この資料につきましては、本日、お配りしている答申案、資料69の特に11ページ以降の市立保育園の在り方・課題への対応策の議論の参考資料としてご用意したものになります。

まず、本資料は3月の第8回委員会において配布している「資料61小金井市立保育園の職員配置と施設の状況等」の、役割実施のための必要人員のイメージ、また「資料63市立保育園の配置イメージ」、今日配布しております資料71に置き換わっ

ていますが、そこで示された検討の方向から、まず5園から2園のケース、また、10月の第4回委員会の資料30で保育園数及び本市の財政状況等について示された児童1人当たりの費用の推移、公立で幾ら、民間で幾らというデータを出しておりますが、これをもとに資料化するために、児童の定員の減については、保育園において新しい役割をやる場合、どうしても今の公立保育園、けやき保育園以外は何か新しいサービスを新しいスペースでやるという場合については、部屋を生み出すことを考えなければいけないと思いました。部屋を生み出すというのは、学年を減らさずにスペースを生み出すということはできませんので、現状で、3、4、5の異年齢をやっている場合、3クラスを2クラスにする。そのような場合の仮の定員を定めて作成したものとご理解をいただければと思います。これはあくまで議論の参考にしていただくための資料で、一定条件に基づいて試算をしておりますのでその点ご理解いただければと思っております。

それでは資料70の表面です。園数ごとの職員配置の試算の1をご覧ください。こちらは先ほど申し上げました各パターンで試算した正規職員数を横の棒グラフの長さで表したものになります。園数のパターンとして5園から2園までの4つのパターン。その4パターンそれぞれで1から3のパターンとして試算して並べております。

まず1は「現行」とありますが、職員数と各園の児童の定員数はそのままのパターンです。

2は「役割対応」と書かせていただいておりますが、こちら、新しい役割を行うのであれば、新しい役割を行うための職員が必要となるため、その職員数を増やしたパターンです。

3は「役割対応定員減」。こちらは児童定員に合わせて職員数を減した上で、新たな役割を行うための職員数を増やしているというパターンとしています。

横の棒グラフの中で103人のところでラインを引いておりますが、これは5園規模で1のパターン、現行の5園で縮小前の児童定員に基づく職員数が103人となりますので、ここにラインを引いております。

また資料の右下の囲みで新たな役割を実施するためのスペース、つまり部屋を生み出しの場合の児童定員のイメージも記載しておりますので、ご確認をお願いします。なお年齢別保育を実施している小金井保育園では、学年を減らさない限り定員減をしてもスペース生み出しができませんので、今回の定員減の試算では現行定員のままの試算となっております。

続きまして、この資料の裏面をご覧ください。こちらは園数ごとに費用の試算を行ったものになります。こちらのパターンも先程と同じとなっております。5園から2園までの4つのパターンそれぞれで先ほどと同じ①から③、現行、役割対応、役割対応と定員減この3つのパターンで並べております。こちらは費用の試算ですが、試算の根拠に先ほどの表面の職員数や児童定員数を使用しています。

資料中、Aというアルファベットのところで、単年度の歳出というところですが、1年間で支出する額の総額を試算したものとなります。

その下のB、こちらは単年度の歳入、つまり国や都から補助金やまた利用者の方から保育料といった収入となります。

そして、A-Bとなっている部分が一般財源負担ベースとなっております。特定の補助金とか保育料以外で他の市税収入とか歳入、一般財源と呼ばれるものを幾ら使ってAとBの均衡を保っているか、支出と収入のバランスを保っているか、こちらが一般財源負担という部分となります。支出総額と収入総額の差で表しております。市が負担している額となっております。A-Bのところ、こちらの方で太い囲みでくくっている部分があります。5園で①のパターンの場合、つまり現行の5園で縮小前の児

童定員に基づく職員数でかかっている費用の試算値になっています。こちらが9億1,446万円。一応比較するにあたってはこれをベースでご覧いただいた方が良いかと思い、太い囲みにしています。この①の金額との差を、各パターンごとに1の5園の場合の費用との差という欄のところで比較の数値を計算して書いている表になっています。

最後、表の一番下の段ですが、令和12年度までの計画期間で小金井市では公共施設の個別施設計画というのを持っておりませんが、その令和12年度までの計画済みの長寿命化大規模修繕費用についての費用を5園から2園のパターンごとに記載しております。

説明は以上になります。

○普光院委員長 今ほどの説明について、ご質問はございますでしょうか。

ご質問ないようですので、ここで大前委員と古山委員に提出していただいた資料を基にご意見をいただきたいと思います。できる限り2人で6分という時間の範囲内でお話をいただけると大変助かります。

○大前委員 資料72の方を見ながら説明を聞いていただければと思います。素案に対して修正意見を説明させていただきます。大前及び古山の連名の資料、配布資料をご覧ください。

まず、一番最初の意見総論をご覧ください。

本市の市立保育園の割合は11.4%と、周辺市と比較して低い水準です。一方で財政力指数は1.0を超えており、全国1,718の市町村のうちわずか72市町村のみが該当し、不交付団体になります。上位4.2%に入っており、これは財政的に標準的な行政上の需要を自前の財源で賄うことのできる限られた自治体であり、財政的には恵まれた状況であると評価されます。本市の市立保育園の規模と財政力を勘案すると、現行の市立保育園の数を維持する予算の確保は十分に妥当な範囲と言えます。さらに市立保育園は園庭を有していることや、障がい児の受け入れが可能であることなど、保育の質を高めるための機能が備わっています。本市には園庭保有園数や障がい児受け入れ可能園数比率は、他市と比較し大幅に低い状況です。それを悪化させる市立保育園のさらなる減少は保育の質の面から否定的な結論になります。その一方で、本市の市立保育園をめぐる状況は財政的制約などを背景に大きく混乱してきた実情があります。本市では、これまで待機児童の解消は最大の政策課題ととらえ、限られた予算を民間保育園の整備や補助に各自補助の拡充に充ててきました。その結果児童福祉費は、多摩26市の中で最も高い水準となり、民間保育園の補助金も都内でも高水準となり、2023年4月には待機児童ゼロを達成するに至りました。しかしながら人口減少社会の中では今後保育の質の向上がより重要な政策課題となっていきます。国においても保育政策の重点を従来の量の拡大から質の向上へと移しており、本市もこうした流れにしっかりと合わせていく必要があります。具体的には、園庭保有率や障がい児受け入れ可能園数比率といった保育の質に関わる指標が他市と比較して見劣りしている現状を直視する必要があります。児童福祉費が多摩26市中でも最も高い水準にあることを踏まえれば、市立保育園の削減を進めるのではなく、既存政策の見直しと予算の再配分によってより質の高い保育行政を実現する改革が必要であると考えます。原案ではこうした認識が十分に反映されておらず、修正が必要です。

また原案ではまとめに相当する部分が不十分でありこの認識をまとめとして記載いただきたいと思います。

続いて、具体的事項を説明します。

修正意見①をご覧ください。P2、1(2)①待機児童対策と整備状況についてで

す。市立保育園や障がい児受入れ可能園比率について他市との比較可能なデータを本文にも明記すべきです。本市における市立、民間保育園それぞれの具体的な数値も併せて記載いただきたいです。

修正意見②をご覧ください。P 2、1 (2) ②保育の量の拡充から質の拡大へについてです。原案では意味が不明瞭であり政府の政策転換の意図が伝わりづらいため修正が必要です。また国が転換に移行し、市の保育行政も待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から保育の質の向上へ転換させる必要があることを明確化するためこの旨を明記する必要があります。点線枠内が具体的な修正案となります。

古山委員に代わります。

○古山委員 修正意見③をご覧ください。答申ですと6ページの1の(2)の⑤、市立保育園が直面する問題についてです。ここには市立保育園の経費が交付税で措置されるものであり、本市にはその交付税措置がないという記述がありますが、そこは修正をすべきと思っています。交付税は標準的な行政サービスに必要な経費から自主財源額を差し引いた、財源不足分を補填する制度であり、全経費というのは措置されないものと認識しています。また不交付団体、私、この意見を出すのは3回目になるのですが、税収等でも標準的な行政需要に係る一般財源を賄える自治体であり税収等が多い自治体であると客観的に評価されているのが小金井市である。財政力指数1.0を超える市区町村、先ほど大前さんもおっしゃいましたが、1718ある自治体中72自治体のみで、上位4.2%に入るという評価をうけています。この自治体に対して、この財政力指数をもって財政状況が厳しいと説明をするのは、この財政力指数という考え方からしてつじつまが合わないかなあと考えております。そのため、児童福祉費が高水準である理由というところの明確化も必要になりますので、点線内のところを一応具体的な修正案として提案させていただきます。

次に修正意見④、答申だと10ページの3の(1)の市立保育園の適正な配置についてです。市立保育園の重要な役割である保育の質の観点というところを追加すべきと思っていますので、ここの点線内を一応修正案として提案をさせていただきます。

修正意見⑤をご覧ください。答申ですと11ページの4の(1)諮問事項1についてです。予算確保が困難な場合は施設数の削減も視野という原案は定義がどうなっているのかというところが非常に不明で、誰がどう判断するのかなと思っております。根拠や前提が示されていませんので、こうした判断を行うにあたっては、この財政的な持続可能性を踏まえた適正な予算配分かどうかというところの他市との比較が必要かと思っています。小金井市の公立保育園の割合は周辺地の平均よりも低い一方で、財政力指数1.0を超える財政力が高い自治体というふうに評価をされているので、老朽化対応の予算確保であるとか、小金井市の財政規模と公立保育園の割合というところを鑑みれば、客観的には財政的には持続可能な範囲内と評価をされるのではないかと考えています。仮に今ある素案のように、予算確保が困難な場合というのを論じる場合でも、児童福祉費が多摩26市で1位と高水準であることを踏まえれば、公立保育園の割合が他市と比較して少ない施設数であるという現状から、減少させるという結論には直ちには至らないと思います。小金井市の財政規模から高水準な既存施策、見直しというのを行うべきという評価になると考えています。現状これらの議論がなされていないという中で、公立保育園の割合が他の市と比べて低い中、園数を減らすという結論を直ちに導くというのは、個人的には恣意的な結論かなと思っております。点線枠内が、具体的な一応修正案として提案させていただきます。

修正意見⑥、答申のところですと1ページの4の(1)の諮問事項の2と3と5の部分です。保育行政が量から質の向上に政策転換されたということが反映すべきと思っています。また小金井市の市立保育園の割合が周辺市より低いということと、財政

力指数が1.0を超えて財政力が高いという評価を踏まえれば公立保育園の数を維持するため予算確保するということは他市と比較をしたときに、小金井市の財政状況を見れば適正な範囲内であると考えています。加えて、市立保育園は園庭保有、障がい児受け入れ可能といった保育の質を向上させる機能というのを行政施設として有していますので他の市と比べて、その率が今現在大幅に低いという現実を踏まえれば、保育の質の向上を図る観点から、適正性というのを判断していく必要があると思っています。また素案のように、もし予算確保困難な場合を論じる場合については、先ほどの修正意見の5で申し上げた通り恣意的な結論と言わざるを得ないと思っています。点線内が具体的修正案になります。

最後に修正意見⑦です。答申で言うと12ページの4の(2)の市立保育園の役割の速やかな実現のためについてです。原案は適正な規模の地域ブロックの内容であり、複数の観点の1つでしかないというところで、ここのまとめが非常に難しいかなあと考えております。なので、題名は適正な規模の地域ブロックからの検討という形にすることで、よりふさわしいまとめを別途記載することで、より整理された答申になるのではないかなと思っています。予算確保が困難な場合を論じる場合には、唐突がすぎるといふところもあるので、変える必要があると思っています。

最後の、ここも修正というより追記の提案になるのですが、ブロックごとの検討を行うにしても、保育の質にどういう影響が与えられるのかという分析のために、ここに園庭保有率と障がい児受け入れ園数比率も追記をすることで、よりわかりやすくなると思います。

以上になります。

○普光院委員長 ありがとうございます。

非常にたくさんのご指摘をいただきましたけれども、何度も繰り返し出てきます、財政力指数1.0を超える財政力の高い自治体であるはずなので、5園維持で役割拡大ということが出来るはずだということ、繰り返しおっしゃっていた内容であると思います。1つご説明しておきたいのは、5園がいいとか、4園がいいとか、3園がいいとか、そこを1つに絞った結論はおそらくこの答申では出せないと思うんですが、市立保育園の配置ということは諮問内容に含まれておりますので、これを検討会でどのように検討したのかということを確認しておく必要があると思います。

素案では、今までに出てきた資料を基に、周辺市と比べてどうだとか、徒歩15分の円を描いた場合に、空白地域が5園、4園では小さいけれども、3園、2園となっていくと大きくなるなど、あくまでデータから読みとれる範囲内で記載しています。そのような検討を行ったということが非常に重要ですし、今ほど資料70の説明を中島課長からいただきましたけれども、現行園数で現行定員だとうなります、減らしていくとうなりますというようなことも資料として出していただいて、これを踏まえて検討したということは、私たちがやらなければいけないことだったということをご理解いただきたいと思います。

財政力が高いのかどうか、ということについて、事務局から説明は出来ますか。

○堤子ども家庭部長 ご指摘のご意見は、小金井市の公立園は少なく、そして財政力は1.0から5園維持が十分できるのではないかということかと思いますが、財政力指数1.0、不交付団体が財政力が高いというのは、私どもに言わせればそれは総務省の計算の結果であるので、イコール小金井が財政力が高いということではありません。この点、財政力指数と不交付団体という部分の説明がわかりにくいという意味で、補足等が必要であるというご指摘であればそうだなと思っていますので、補足させていただきたいと思います。税収があるという意味ではそのとおりです。それが不交付団体

かどうかの財政力の計算のもとになっているとは思いますが。ちなみに、どのように計算されているかは公表されておりません。小金井市は多摩26市では、税収だけでいえば10位、そして1位の武蔵野市から10位の小金井市までは確かに不交付団体として指定されています。ただ、その上で、一般財源、特定財源でない部分については小金井は多摩26市で21位になります。この中では、例えば地方税収以外のところで地方消費税交付金などが少ない市だということです。さらに、国庫支出金や都市支出金なども入れた歳入合計で言えば、市民1人当たりの税収は23位まで落ち込むというのが小金井の現状です。だから財政は厳しい状況ということです。ちなみに申し上げますと、地方税の税収が市民1人当たり多摩26市で11位の羽村市は歳入だけでみれば6位になります。このあたり、20年ぐらい前の話なので、この三身一体改革、普通交付税の一般財源化ということに今触れるのかというところは議論があるかとは思いますが、私どもにとってはかなり大きい出来事で、これが行われた平成19年度、保育の関係の費用について普通交付税として入らなくなったのですが、このときに小金井市は危機的な財源不足という財政危機の1歩手前までいきました。私どもとしては様々な努力をして対応してきたということがあります。ですので、財政状況が厳しい面があるという点については、改めて申し上げたいと思います。また、普光院委員長からもご指摘があったとおり市民1人当たりの児童福祉費が一位だということについて、その使い方が効果的であるかというところは、我々も分析をしにくいところがあります。児童福祉費については、国全体で同じ考え方の普通予算という中で表せるので、ここにぶれはないのですが、一般予算の方になると、ある経費をどこに計上するかは自治体ごとに違っていて追いつけきれないということがあります。

申し上げたいのは、もうすでに最大限の金額である以上、これ以上の金額を確保していくのは難しいこと。また、児童福祉の中でも学童保育等、さらに財源を要する政策課題がありますので、そういったところに難しさがあるということは触れておきたいと思った次第です。

その上で、ご指摘の部分である財政力1.0で不交付ということで財政状況が厳しいという点について、説明がわかりにくい点があるというご指摘については、普光院委員長ともご相談をして、直していく必要があるかなと思っております。

以上です。

○渡邊副委員長 副委員長ではなく、委員の1人として発言をしたいと思えます。

第1回の会議で配られた参考資料に新たな保育業務の総合見直し方針（平成4年9月改定）というものがあります。この中には5つの課題に対応する記載がありました。この資料を読んだとき、私はこれは課題ではなく、制約条件だと思いました。つまり、解決することは非常に困難であるということです。私としては、そういう制約条件のもとで、今まで議論されてきたことを最大限果たすためにはどうしたらよいか。つまり財政、人材、施設の老朽化という、いろいろな制約条件があって、それが早急に解決できないのであれば、それを前提として、その中で最適な解を見つけるのはどうかと、初めの段階から同じこと言っていたと思います。そのような位置付けと考えました。この困難な状況を効果的に解決するための方策を考えるのがこの委員会であると思って、現在まで来ております。

確かに園の数が多ければ多いほど良いに決まっています。5園といわず、10園でも20園でも30園でもいいのではないかと。ただ、それができるのかということですね。私は財政の専門でもないし、小金井市の財政のことは資料を読む範囲でしかわからない、そこは行政の方で、できることをやってもらうしかないと思っています。それが1点です。

2点目、そのような難しい状況の中で、どのようにしたらいいかということの1つ

として、意見として出していますが、DXを活用してネットワークを作って効果的にことをすすめようという話です。このDXというのは単なる情報技術ではないのです。スマホを忘れた場合、わざわざ家までスマホを取りに戻るくらい我々の中に入ってきています。黒電話の時代のことを思い出して欲しいのですが、ものすごい勢いで情報化社会が、進展しています。最近ではAIが出てきて、小金井市の保育園問題はどうかしらいいでしょうかね？と聞くと、それらしい答えをかなり冷静に教えてくれます。そういう時代になっている。だから、そのDXを活用する。それによって総合的に保育の質をあげさらに業務の合理化するということを私は訴えてきたつもりでした。この話は、「その他」というところに入っていますが、実は「その他」ではなくて、「どん」と入れて欲しかったのですが、ここまで来ましたので、まあ入ってればいいかなと思っています。

それからもう1点、小金井市の財政は非常に厳しく、5園維持というのは先ほどの資料を見ても困難と思わざるを得ません。そのときに民間保育園の力を借りることがすごく重要だと思っています。その時12ページの(2)の①に、「何より行政、市立保育園、民間保育園の信頼関係が不可欠である」と書いてあります。確か私が言ったような気がしますが、実は信頼関係が不可欠どころではなくて、民間保育園の助けを借りざるを得ないのではないかというのが私の思いです。そうすることによってしか、小金井市全体の保育園の質を上げることは出来ない。民間保育園と公立保育園が喧嘩するかそのような場合ではないと思っています。

園の数は我々も願望としては多ければ多いほど良い、願望ですよ。願望としては多いほうが良いに決まっています。反対する人はいない。だけれども、残念ながらそれができる条件がある。できる条件の中で最大限やってもらう。先ほど言いました令和4年度の段階から現在まで財政状況が改善されているのか、もっと厳しくなっているのか、私はよくわかりませんが、現状を考えたら、それにより自動的に園数が決まってしまうのではないかと。人材を確保できない状況で無理に園数を増やしたとすると、そこで何が起こるか。無理が通れば現場は混乱します。混乱することによって、せっかくの保育の質がもっと低下してしまう可能性もある。そのことを大いに懸念します。だから私は、財政、人材確保、施設の老朽化という問題を現実問題としてきちんととらえて、その中で最適な園数を検討する。そして、今まで我々議論した小金井市全体の保育の質の向上を実現する。それしか解はないのではないかと。これは論争のテーマではなく数理的な問題です。

○大前委員 渡辺副委員長がおっしゃることはわかるのですが、今までの議論の中で財源的に難しいという根拠になるような資料は出されていないと思うのです。そのために私は1回目、2回目のときぐらいに、財源の確保や予算の話をして、どのように園数を決めるんですかと聞いたときに、在り方を決めるので財源の話はしないと。財源の話をしていない中で、副委員長が言ったような園数を決めるというのが理解できないところであり、副委員長が資料として出された考察の枠組みという資料68の4ページのところにグラフがあるのですが、これとか本当に理解が全くできなくて、保育の質は多元的というふうに書かれて話し合っているにも関わらず、保育園の数が多ければ保育の質が高くなるのかということであったり、定義がされていなかったりとか、ここの中ではさっき話し合ったように園数のことに関しては話し合うべきではないと思うんです、財源のことに関しては話し合っていないので。それでこの中で園数については話し合わない、結論に載せないでいただきたい。ここで判断できる内容ではないのです。諮問内容としては書かれていますけれども、そういうことは考慮したということでは記載すべきですが、園数に関しては適切な回数、財源などについて話し合っていない、資料も出されていない中、最後の最後に合わせてこの素案が出てきて、素案に

対する意見を提出する機会は今回、設けられていなかったもので期限ぎりぎりです。誠に申し訳ないですが出させていただきました。財政困難として不交付団体として上位4.2%に入っていて、財政的に一般財源を含めて21位で低いということですが児童福祉費が高水準ということなのであれば、そちらに課されてる予算をまず量の拡大はもう済んだので、質を上げるために予算配分をまず変えるということが一番に考えられるべきだと思うんです。その上で役割の中で散々話してきたので、保育園の保育の質を維持していくことと、難度が高い障がい児たちを受け入れるというのは自治体として責務であるので、そこは絶対に外せないところだと思うんです。なので限られた予算の配分をまず変えて、それでもどうしても変えられないというのであれば明確な根拠となる障がい児の受け入れ率であったりとか、園庭の保有率であったりとか保育の質が明確に変わったのかと判断できる内容を資料として答申案に入れていただかないと一般市民は全くもって納得いかないと思うので、そこを入れていただきたいなと強く思っています。

- 水津委員 園数をここに載せないということであれば、財源が豊かだから5園の維持はできるというのでも載せられないですよ。逆に言うと、維持できるというその大前さんたちがおっしゃる総務省の指数から考えると、財源が豊かだから5園は維持できますよということがここに書かれていますが。
- 大前委員 維持ではなく5園が適正範囲ということです。
- 水津委員 それも、答申には載せられないということですよ。
- 八木委員 例えば100万円の家計のところでお子さん1人しかいない家庭と、おじいちゃんおばあちゃんがいるような家庭で子ども1人なんだからお金かけられるでしょと言われても、かけられない家庭があるでしょという話じゃないですか。
- 水津委員 お金もいっぱいあったとして、小金井市全体として色々な問題があるのだから、今までどおり100万円出すのだからもっと出せるのではないかというのは乱暴な議論だと思います。
- 大前委員 ではなくて、量の拡大にかけていた民間保育園の補助金であったり、そういうものを保育の質を確保するために保育士の人材を増やすとか、園舎を老朽化させないように直すとか、財源を移すことをまず一番最初に考えることではないですか。
- 八木委員 お話聞いてて、この9回もやった話がまた元に戻ってしまったという感じがします。ここで私たちが話し合ってきたのは、民間と公立のネットワークを作って質を上げようという話です。ネットワークをつくれば、医療的ケア児だって民間でも対応できるようになりますし、緊急の子どもたちの受け入れも民間でも十分できますし、むしろ、そのようなところでもできるような質を維持しようではないか。だからネットワークづくりが必要だよ、ということをこの会議では話し合ってきたのではないかと思います。副委員長もおっしゃったように、やはりそのネットワークがきちんとできるかどうかで、これからの保育の在り方というのを考えていかないといけないかなと思います。また公立ではこうあるべき、公立が中心という話になっているのではないかなという気がします。
- 普光院委員長 今、園数の話がでましたが、その地域のネットワークを作るときに地域をブロッ

クに分けて、ブロックごとに公立園を1園ずつ配置する。そのときに民間の園が多ければ多いほど拠点園になる園、公立保育園は大変になりますから、どのぐらいのブロックに分ければ適正だろうかというのを考えていただくために、この資料71とか64があるわけです。だから我々として何園がおすすめですというのはもう出せないことは明らかですが、何園がいいという意見があったと書き残すと同時に、それはこれがこうだからという理由、例えば資料71ではこうだからというようなことをきちんと出して述べるということはあるといいのかなと思います。

今のこの財源が足りているか、足りていないかというような話は絶対に終わりませんので、やりたくないです。この答申をより効果的にするためには、子育て支援に関する予算もできれば増やしていただきたいという思いはあります。ただ、それが難しいのであれば、せめて現状維持できないか。公立の役割を、これだけ一生懸命考えてきたので、財政難を理由に公立がどんどん縮小しますとなるのは本意ではないです。だから限りある公立保育園の機能を生かしながら、民間と連携しながら、より良いパフォーマンスをするためにはどの程度がいいのだろうか。コストはかかりますと中島課長が作っていただいたものにもはっきり出てますので、その辺を我々が判断するのは非常に難しいですが、データを見ながら自分たちの思想信条ではなく、現状を見ながらやはりこうであるべきなのではないかということを出していただいて、1つの結論にはならないかもしれませんが、答申にまとめたいと思っています。

○水津委員　もともと公立保育園の在り方をどうするかという話をスタートするときに、園の老朽化の問題と、人員不足の問題と、財政の問題と、あと定員は充足しているのでこれからは定員増ではなくて質の向上に充てるということを念頭に置いた上で検討を始めたと思うのです。そのことを充足するために公立保育園は定員数を減らしてでも他にやるべきことがあるだろうというのが私たちの話し合ってきたことだと思っています。それが公立保育園の在り方になっていくと思うのです。

○普光院委員長　定員を減らしてでもというのは、なかったと思いますが。

○水津委員　全体的に言うと、スタートのところで、もう待機児童はいなくなってきた中で、これから保育行政をどう考えるかという話をしようということだったと私は認識しています。なので、公立保育園の定員を減らしていいとか、そういうことは確かに具体的には言っていないです。ただ、公立は小金井の保育の質を上げるためにどういう役割を担うべきかと考えたら、それは公立保育園が核となってネットワークを作って市内の保育の質を上げていくことを共にやっていくことの中になるべきだということは、それはみんな間違いなく思っていると思います。だから、そのことを実現するために何が必要なのかという建設的な話をしないと、前には進まないと思っています。

○普光院委員長　おっしゃるとおりだと思います。

個人的には定員を減らしながら公立の役割を拡大し園数はなるべく減らさないで、でも5園は無理かもしれないぐらいの個人的な感想はありました。ただ1つ思ったのは、5園でなければいけないとは別に考えているわけではありませんが、先ほどお話ししたように定員充足率を調べたときに公立保育園は非常に充足率が高いです。もちろん民間園にも充足率の高い園はたくさんありますが、公立は同じ地理的な条件の他の園と比べても充足率が高く、地域に求められていると言えると思います。どの年齢にも欠員がほぼない年がずっと続いています。これを定員縮小してしまったら、ここに入れていた人たちはどうになってしまうのだろうかというのは思いました。ただ、もちろん、だから5園維持とは考えませんが、定員をどんどん減らして、園数も減らし

ていいとは思っていないです。なるべく残したほうがいいというのは今、現在の私の考えです。

○八木委員　私は、数は公立の保育園の役割に即して決まってくるものだと思うので、今ここで幾つがいいということは明確にできないという大前委員の意見には大賛成です。ただし、今の古い、老朽化してる園を残すことが、これから先の小金井市の公民の連携にとって有益かどうかということと考えたら、医療的ケア児だって今の老朽化では無理だと思います。スクラップして新しいものを建てるということを考えていかなければいけないのに、古いものにいつまでも執着することが良いと思えません。

○普光院委員長　改修改築の財源をなるべく確保してくれということはこの中にもうすでに書いてあります。それでも無理だったらということ誰が判断するのかというご意見がありましたが、それを判断するのは、私は、市長だと思っています。できる限り、国の補助金やら、田中委員も提案されていまして児童発達支援センターとの合築とか、学童保育、これからニーズがどんどん増えていきますから、学童保育か児童館かはわかりませんが、それらとの合築ということも大いに検討していただいて。

○八木委員　それを考えるときに、先ほどの財政力指数が1.0だとか、数字的にはOKだという話ではない、ということも踏み込んでいかないといけないかなと思います。

○普光院委員長　財政の話をここで議論するのは無理だと思うんですけども。

○八木委員　昔から使っている家電がいいかということそうではなくて、新しいものに買い替えたら、小さくてコンパクトで効率も良くてコスパもよくて、効率の良いものって山ほど出てきてるのではないですかということ。

○普光院委員長　公立を増やせとは言わないが、公立保育園の老朽化への対応、改築や合築などで対応する方法はないのかを十分に検討する必要があるということです。

○尾高委員　先ほどからどうしても話が施設のことになっていて人材の方に至っていない。私はまず1歳児配置の基準が変わるということも考えて、やはり人材確保、保育士さんだったり、医療的ケア児だったら看護師さんだったりを確保してというのが一番大事なことなのではないかと思うんです。

私は、公立保育園は多ければ多いほど良いとは思っていないです。もしも3園にすることで、医療的ケア児の対応や、保育士さんが今までの苦勞して、きっちきちでやっている状況、負担が少しでも減らせるのであれば、その方が子どもたちにとっても、保育士さんにとっても良い環境だと思います。ただこれは私の個人的な考えです。5園でもそれができるのであれば、それで良いと思います。でも、今後1歳児の配置が変わったりする中で保育士さんの質であったり、人材の数だったり絶対必要なのです。会計年度任用職員とかいろいろありますが、やはりそこは育児休暇だとか色々ありますから、とにかく大事なものは人材だと思うんです。そこをどうするのか。まず老朽化、建て替えを優先するのか、人材の確保、育成育成、そういったものにお金を振り分けるのか。それは市の、行政の仕事だと思います。私の考え方としては、園の数だけ多ければ良いということではないと思います。

○堤子ども家庭部長　大前委員、古山委員からの修正案について、2点だけ行政としても言うておかないといけないと思います。

1つは予算の組み替えについて、こちらはおっしゃるとおりだと思います。ただその上で言うと、一昨年に、にじいろ保育園ができてから新園は作っていません。現在の園を維持するためにもこの予算額が適当で、見直しの余地がないと言ってるつもりはありませんが、ただ、量的整備が終わったから不要になる多額の経費があるという予算状態ではないということは申し上げておかないといけない。今ある44園に対してこの経費がかかっている部分があって、もちろんより効果的な予算執行のための見直しはしなくてははいませんが、それが多額というふうには考えにくいというのが1点目です。

2点目が、これは率直なご意見だと思っておりますが、裏面の修正案のところ、民間問わず保育の質の向上に直接的に寄与する保育園については定員を増やしていったらいいのではないかとということアイデアとしてはあると思っておりますが、私ども行政の立場で言えば、今、子どもが減っていく中で特定の園の定員数を増やすという形になれば、それはある園はつぶれても良いということになりかねません。特に1歳児についてはぎりぎりのところで待機児童なしを実現しているのです、我々として質を高める取組を今ある園に対して広げていくことは必要だと考えていますが、特定の園の定員を増やすというのは危険があるということは申し上げなくてははいけなし、民間園としても懸念されるだろうということを申し上げさせていただきます。

以上です。

○水津委員 公立保育園の充足率というのは確かに高いと思います。私も自分の子どもも公立保育園行っていましたし、それはわかります。園庭の規模とか環境とか立地とか、いろいろ考えたときに今ある公立園が小さな園よりも良いと思ってそこを選ぶ人が多いのは事実だと思うのです。だからそれを減らすことはない、その機能は大事だということとはわかります。

ただ、私は正直言うと、経営が公立であるか民間であるかというのはそんなにこだわることではないような気がします。民間保育園でもずっと昔からきちんと運営されている園はたくさんありますし、子育て支援の事業などをしっかり行っている園はたくさんあると思うのです。ですから、公立保育園がいっぱいあれば良いという考え方は、私はちょっと違うかなと思います。

○普光院委員長 いっぱいあれば良いと思っているということではありません。

○田中委員 公立園がいっぱいあれば良いというのは勝手な思いつきで言っているわけではなくて、民と民の連携というのは、経験的にすごく難しく、いろいろな考え方の違いがあってなかなか距離的に近いからといっても、例えば公園の取り合いではありませんが、挨拶くらいの関係で終わってしまうケースがすごく多いという印象です。

ブロック制の中で公立がハブになってくれるとやはり出会いやすいんです。1回研修会をやってくれたら、こんにちは。そのあと継続の研修会があって、グループワークなどを行えば、ちょっと園に行ってもいいですか、というような関係に繋がっていくというのは、やはり公立ではないとだめだと思うのです。いままでずっと議論してきた公民連携というところはまたちょっと違う意味において、やはり公立の必要性というのはあると思います。ここについてはずっと議論してきて、合意できていると思っております。

○普光院委員長 多いとか少ないとか、公立だからとか民間だからとかといった議論になるとわけがわからなくなるのですけれども、今、小金井市の現状を見たときに空き状況はこうですという話を申し上げたんです。この5園だけ残っている公立園をどうしていきま

しょうかという話をしなくてはいけないのであって、公立はこうだから民間はこうだからという話はもう卒業したはずです。

○水津委員　そういう意味で言ったつもりはなくて、公立園がいっぱいあればいいということに対して、私はそうではないのではないかと考えているということです。

○普光院委員長　いっぱいあれば良いというのは仮定の話で、つまりここに5園と書いてあるのは何だ、という話が出たので、市民としては行政サービスが多ければ多いほど良いのだけれども、現在私たちが検討しているのはそういう話ではなくて5園の公立保育園という資源を私たちはもっている、でもとても老朽化している、ただ対応を行うためのお金がない、今後ますます経費が膨らむかもしれないという中で、最善のちょうど良いバランスの取り方とはどのようなものかという話だと思っています。

「現行の5園であれば地理的にも身近であり、子ども・家庭に目が届きやすい利点はあるが人員確保、老朽化対策は深刻である」という、この2行が余りにも乱暴すぎたので、皆さんの反論を呼んでしまったのだと思います。これは書き直さないと駄目だと思います。答申には、今原案で書いている資料71に関して言っていること、それから資料72という新しい資料が出てきた。こういう文言だとかえってよくないのか、それともこれだけはこういうデータを出した上で我々の意見を幾つかに分けて、こういうデータをもとにこういう意見がありましたという形で複数案のようなものを提示するのがいいのか、いかがでしょうか。

○水津委員　まとめるのは難しいと思うのです。なので事実のデータをもとに話し合ったことをきちんと書いた上で、公立保育園の在り方を考えましたということ、今の状況の中で、適切な園はこれらのことをきちんと遂行できるような地域割りだとか、公立園の在り方ということを探択して欲しいというようなことしか、私の中では書かれた内容に、はい、と言えないという感じです。どこかに3園にしましょう、4園にしましょう、5園残しましょうと書かれたものに対して、自分の意見がそこにあったという風には今言いがたいところがあるので、私も含めた委員の中で答申を出すとするならば、議論したことは載せていただきたいなと思います。

○普光院委員長　私はもちろん5園のまま維持できればいいというのは個人的な願いではありますがけれども、実際資料70を見ても5園で定員規模も同じというのは非常に厳しいということがわかります。ただ、思い切って3園ぐらいにしたらすごく経費節減できるのではないかという見方もあるかもしれませんが、それには反対です。検討会でこれだけ公立保育園の機能について話し合ってきて、地域の子どものために公立保育園にこんなことをしてもらいたいということを話し合ってきたにも関わらず、大幅に戦力ダウンになるというのは耐え難い思いがします。ですから、とても妥協的ですけど、4園でできれば定員はあまり削りたくないですが、必要であれば定員減も含めて考えて、老朽化対策や人員確保が割とし易くなるのであれば、そのくらいで考えるのも良いかなあというのが、私の非常にぼんやりとした意見です。

○八木委員　私も意見があって、在り方検討委員会で話し合った結果、ネットワークが大事だという話があったと思いますが、こんなこともやっていこう、あんなこともやっていこうという話し合った中で、戦略ダウンということが入ってしまうわけですが、これ戦略ダウンではなくて民間との連携でボトムアップできるのではないかという話を今までしてきたと思うのです。それを考えると、ネットワークを作るのに30園の民間と公立ではそれは無理だろうというのはわかるので、そのところで適正なネッ

トワークを作るときに適している数は幾らかということを考えて欲しいなと思います。公立園の、行政機関としてやらなければならない役割について幾つかここで話し合ってきましたが、それ以外のところは民間と連携をとれば十分できるのではないかとということがわかってきてるのではないかと考えています。

最初の頃に話し合ったことですが、人材の確保に関しても、小金井市は民間も公立も手を取り合って、子どもたちのために、公立だからとか民間だからとかそういうことなく、すごくいいんだよねということが、結局人材確保に繋がるという話をしたような気がするのです。そういう方向で考えた結果、幾つになるという数字が出るのが私としては望ましいと思っています。くしくも10年前に老朽化とネットワークの話は出ていましたが、あのときに、老朽化への手立てとネットワークを作ることについて、1歩でも踏み出していれば、今もっと明るい未来ができていたという話も、前にしたと思いますが、10年間ほったらかしにされてたというのは確かに行政としての責任だと思っています。

○水津委員 5園が残ったのではなくて最初から5園しかなかったもので、その5園について民間委託を視野に入れながらということを考えてきたとは思いますが、今まで老朽化の対策も含めて手を付けられないままここまで来てしまったということ、それは事実としてあるということと、待機児童対策は民間保育園を充足することで、小金井市の保育行政は成り立ってきてるわけですから、そのことを踏まえて、責任をとらなくてはならないと、私はいつもそれだけは思っています。

○尾高委員 最初に普光院委員長が言われた、保育園に求められる4つの役割の表の中の文言を消していかどうかというのが論議されていない気がします。地域への支援をどうするかということについて意見を求められていたような気がするんですけども。

○普光院委員長 そうでした。何も反対意見がなければ消しますと申し上げました。

○八木委員 必要に応じて高齢者と小学生の居場所というところですよ。将来的にはそういうものも視野に入れというような意味合いが入ってくればとてもありがたいですが、公立保育園の役割として明記するのは過重じゃないかということであれば、ないほうがいいかなと思います。ただ、施設を将来的に4園とか、改修とか複合化も含めて作ったときに、将来的に例えば定数が減ってきたり他の需要があったときに、柔軟に対応できるようなことも必要なんだろうなと個人的に思っています。

○普光院委員長 それでは、今後の答申案を考えるときに、4の(2)黒ポチの2個目は、記述がよくないということで書き直しを考えます。

ここからは、地域を分けた場合について検討してみたいと思っています。

○堤子ども家庭部長 現在の新たな保育業務の総合的見直し方針では2園ということになっていきますので、そこも視野に入れた書き方する必要があると考えます。

○普光院委員長 ありがとうございます。その方針の中に2園まで減らした状態では描かれていたということです。ですからここまで広げたわけですがそれでも2園がいいという方はいらっしゃいますか。

○水津委員 議論をしたことと、それがいいと言ったということとは別ではないでしょうか。

- 普光院委員長 方針にあった範囲で検討したということであればいいですよ。ここに園庭保有率と障がい児保育の実施率も書き足して欲しいという要望がありました。
- 水津委員 それが高いということは、私は書く必要はあるとは思っています。だからこそできる補助があると思うんですよ。例えば園庭のない園に対してどういうフォローができるかとか、民間で障害児保育を受けるためにどういうことが必要かって話が出ると思うので、それはあるべきだと思います。
- 普光院委員長 それから、その下の資料71のところでは、5園と4園は、北中央部と南中央部に若干含まれない地域があるものの、概ね市内全域が円の中に含まれている、3園の場合は南中央から東にかけての地域で含まれない地域が大きくなる。2園の場合は上記に加え、南側の地域で含まれない地域が大きくなる。というふうに書いております。細やかな検討が必要ということで、上記のようなデータに基づき、各市立保育園の定員充足率や待機状況、各地域に存在する子育て支援拠点とか相談機関と書くとややこしくなるので、各地域に存在する連携機関との関係なども見る必要があるとするというのかなと思います。
- 八木委員 今の委員長のお話だとこの(2)の2個目の丸ポチは多少内容を確認しながら書きかえなくてはいけないというお話でしたよね。そこと連携してるので、この丸ポチの2のところの内容が変わってきたら、ここの内容も少し変わってくるかなと思うんですけども。
- 普光院委員長 これは要するに、保育園の数はもちろん少なくならないほうが、家庭や子どもにとって身近だというのは事実で、しかし一方で、人員確保、老朽化対策は深刻であるといういうのも事実だということを書きたかっただけなのです。なぜ①②③のような視点を持って、ブロックを検討すべきなのかというのがこの上の2行、黒ポチの2に書いてあるのですが、この文章が非常に誤解を招いているようなので、書き換えたほうがいいのではということです。
- 八木委員 それに連動して下の文章の文言も変わってくるかなという気がしてるんですけども。
- 古山委員 下はデータを基にして見えたことなので、変わらないのかなと思います。
- 八木委員 あと、各ブロックに市立保育園が一律配置されるようにすることとか、そういう文言で言い切っているのでしょうか。
- 普光院委員長 それはいいと思います。なぜブロックにするかということ、地域の連携を作り出すためにブロックに分けましょうということです。2番目の、できるだけ人口や所在する民間の保育施設の数に偏らないように設定すること、これも、各園ごとに、施設数が多い、少ないということがないようにして欲しいということです。それから③というのは市内のどこからも子連れで歩いて15分程度以内に、子育て相談機関である公立保育園が存在するようにすること、これも私は入れていいのではないかと思います。
- 水津委員 子育て相談機関は公立保育園だけですか。

○普光院委員長 公立保育園も在宅子育て支援機能を充実させるということで役割を話し合ってきましたので、このように記載してみたのですが。

○八木委員 ネットワークになれば、別にそれは公立に限らないのでは。

○普光院委員長 非常に困難を抱えているご家庭・子どもがいるということキャッチした場合に、行政機関として速やかに連携できるようにということで、国の方針もそういうことだと思っております。なぜ国が子育て相談機関を努力義務化したかということ、アンテナ的にとにかく児童虐待や困難家庭が滑り落ちて不幸が起こることが続出してるので、そういうことにならないようにということです。

○八木委員 そうすると15分以内というところがよくわからないのですが。

○黒澤保育課長 子育て相談機関について説明させていただきます。

地域子育て相談機関は令和6年4月施行の児童福祉法の改正で市町村の実施が新たに努力義務とされました。対象者は妊産婦と18歳未満の児童と保護者で、地域住民からの相談に応じる。こども家庭センターと連携してこども家庭センターの地域支援の機能を補完する。それでいながら、こども家庭センターより敷居が低く相談しやすい。15分というのは国の方で出している地域子育て相談機関の開設設置運営要綱に15分程度で歩いて行けるような場所に1ヶ所あるのが望ましい。必ずではありませんが、望ましいというような説明があります。

その上で、小金井市での状況をご説明させていただきますと、今実施している地域子育て相談はまず、こども家庭センターの中に親子遊びひろば「ゆりかご」というものがありこども家庭センターと連携する機能を果たすということで、第1号の地域子育て相談機関を開設してますという話です。今ある「のびゆく子どもプラン」、令和7年3月に改定されて新しくなっておりますけれど、地域子育て相談機関をどのように配置していくかというところで当市では、児童館が、各地域の児童、不特定多数が入りやすい場所として相談に行きやすいだろうということで新しい計画の中では、児童館4館が地域子育て相談機関を令和7年度中に実施するという方向で計画上には載っています。児童館の場所は資料71の中に緑で書かれているので参照していただければと思います。さらに新庁舎が設置されましたら、親子遊び広場は新庁舎と一緒にいくことになっておりますのでこの図の中にはありませんが、新庁舎に令和10年に移転したとすれば、そこに地域子育て相談機関のバイパス機能をもっていく。今、保健センターのゆりかごでやっている地域子育て相談機関は地域の相談を受けるので、このエリアにも1ヶ所残す。新庁舎の場所に相談機関機能を持っていく、プラス児童館4館でやるということで、最終的に6ヶ所で地域子育て相談を実施していくというのが「のびゆく子どもプラン」の記載にある基本計画です。

○普光院委員長 すみません。事務局からそのような計画があることを教えていただけなかったもので、かなり勘違いをして記入したかもしれません。申し訳ありません。

○堤子ども家庭部長 委員長から地域子育て支援拠点の話があって、それに対して地域子育て相談機関を含めてお話をできています。要は「ゆりかご」と児童館やってきたことです。委員長が全国的には保育園でやってることが多く公立保育園もそういう機能を持つべきだということが、今の答申骨子案から答申素案の内容に繋がっていると認識しています。私の説明の仕方がわかりにくかったというご指摘をうけるかもしれませんが、一応小金井では「ゆりかご」と児童館にこれらの機能を持たせようとしていると

いうのは、説明をしたつもりでした。

○水津委員 公立保育園が相談機関の役割を果たすべきだという話は全然良いのですが、それをもって公立保育園が15分以内のところはないといけないという認識にはならないと思ったので、ここのところがどうかと私と八木さんは思っているということです。

○普光院委員長 わかりました。私も相談機関が、まだできてないという理解のもとでこれを書いておりますので、この③については、こういうことが言えるのかと言われれば、ちょっと難しいかなと思います。ただ、この地域子育て相談機関、当然公立保育園もこれまで話し合ってきた役割の中に、地域子育て支援を担うことを示してきました。特に保育の専門機関ですから。ここに記述があるんですけど、これから児童館や学童保育は小学生の居場所や、学校と学童保育の連携などに大きな役割を持っていかなくてはいけない状況です。私、今、学童保育の仕事の他の自治体でやっていますが、小学生の支援情報、このお子さんは学校ではこういうことで苦労してるよとか、或いはこういうことがあったよとか、ご家庭がこうなってるよというような要支援情報みたいなものは、難しいのですが学校長や、児童館などが共有できるシステムを持って、子どもが困ってるときに支援できるようにしようという取組をしている自治体もあります。いろいろ個人情報もありますから、苦労もありますが、そういうことを考えたときに小金井市でも公立保育園が本来、保育と子育ての専門的な機関であるにもかかわらず、それを全部児童館や、学童保育所の方に任せて、学童保育所で本来行うべき小学生のための連携機能が弱まるのはいかなものかなと思ってるところもあります。

○水津委員 今まで、学童でのひろば事業は、午前中、民間委託されているところで行っていたという経緯はあると思うのです。

○堤子ども家庭部長 学童保育でもひろば事業はやっております。地域子育て相談機関とか、地域子育て拠点という位置付け、それは交流事業としてです。その上で、児童館の方とゆりかごの方は、その両方の位置付けを与えて補助金の活用する、それに加えて、今、普光院委員長がおっしゃっているのは、小金井は児童館中心展開してきたところがあるものの、保育園がその専門性を生かすべきではないかというお話であると思っております。

○水津委員 それは全然OKだと思います。

○普光院委員長 今言ったのは、子どもにとっては様々な問題があると思います。小学生になって親の目がますます届きにくくなるし、保育園みたいにずっと決まった時間ずっと見ているわけではないので。そういうときに、複数の拠点が、学校、学童保育、児童館、学童保育を卒業すると本当児童館しかなくなりますから、そういうところがしっかり見守っていかうっていうことを、今やっている自治体がありますということです。

○水津委員 小金井市は、学童保育は瀕死の状態ですので、ほかの自治体にはないとても大変な状況があると思います。

○普光院委員長 それこそ学童保育を合築して、公立保育園を建て直すというのもありなのではないかと思っています。

○水津委員 学童だけに頼らない子どもの居場所事業の拡充も必要だと思っているので、多様な

子どもの居場所ということ考えたときに、生かせるものを生かして、それを町の中でどう展開していくかということが求められる施策なんだろうなと思っています。

○普光院委員長 だから、今ある資源をどう生かしていくかという、バランスをとるようなところはありますよね。

○古山委員 公立保育園というところからは外れますけれども、小学生も含めた居場所となった時にやはり放課後子ども教室というのが、非常に重要な施策になってくるとは思っていて、放課後子ども総合プランは、2023年で一旦終了となりましたけれども、国としては、やはりこの学童と放課後子供教室の一体化っていうのを進めてきた。ただ小金井市っていうのはその一体化、交流の形っていうのはやはり今できていないという状況がある中で、今回の在り方検討委員会の答申に入れることではないかと思っはいるんですけども、やはりそこは大きなテーマかなと思っています。

資料71についてちょっと質問させていただきたく、前回3月のこの委員会で初めて出てきた資料で、この資料について論ずる場はなかったと思っています。私はこの資料で、どういうロジックでこうなってるんだろうというのがわからなくてお伺いなんですけれども、5園のケースは5園、4園になったときに、最初にさくらが消えます。3園になったときに、次にくりのみが消えるのかな。2園ってなったときにわかたけが消えるとなったときに、この資料がどのようにして作られたのかというのが、上にも要素としてはあるんですけども、どういう根拠でさくら・くりのみ・わかたけという順で消えていくのかなというのは、お伺いしたいと思っています。

○堤子ども家庭部長 率直に言うと、モデルとしてお出ししているとしか言いようがないわけですが、現行の保育業務の総合的な見直し方針に沿って考えた場合、さくらとくりのみとわかたけについて、5園、4園、3園をどのように考えるか。この中でわかたけは条例に上がっていないので3番目になっています。さくらとくりのみは迷うところではあったんですが、地理的などころでは、例えば第一中学校の学区としては、小金井保育園とさくら保育園の2つあるので、どちらかというときに、はじめにさくらをモデルとして考えたということです。ですので、違う考え方をすることはあり得ると思うのですが、配置について考える際に、何らかの形で資料が必要だと思ったので、そういう形で考えて、作成したものです。

○中島保育施策調整担当課長 配置に関することとして、補足で説明いたします。

公共施設の在り方についても、市役所の企画財政部のほうで検討が進んでおります。公共施設の再編、どういった機能をどのように再編していくか、そういった議論が進んでいる中で、再編するにあたってのエリアのたたき台として、中学校区内で似たような機能があれば再編必要かとか、そういった議論の初期の初期の資料を行政として出しておりました。こちらの在り方検討員会で作成した配置の資料と似たような資料を同時期に行政として出ておりましたので、そこは、誤解が生じないよう情報提供するという意味で、委員の皆様には共有させていただいたところになります。

○普光院委員長 ありがとうございます。

○八木委員 もう1つだけ、これをこの場で言ったほうがいいのかわからないのですが、一番最後の(3)今回検討した小金井市の保育の現状から求められることの5番目のポチ。速やかに募集を行うことという、そこまで言い切ってしまうのかどうかというところについて、違和感があります。

- 普光院委員長 これについては実は私は書けなかったのですが、事務局の方をお願いしたんですけれども。
- 堤子ども家庭部長 今回、まず素案を作るにあたっては、事務局の方で、骨子案の忠実な文章化とそれにデータとか日付を入れるという作業を行い、委員長に見ていただいて、構成等を修正いただき案になってるものです。その中で、ご指摘をいただきまして、この（３）の最後のところ、配慮するというのは骨子案にありますけど内容をもう少し具体的に書くべきではないかというご指摘もいただき、私の方でこのような案にしたものです。最後、1人になってしまうということや、同年齢の子どもとの活動とかそういうところはこれまでも指摘があり、議会でも答弁させていただいてるところでありますので、この辺を、行政としても考えておりますので書かせていただいたということになります。
- 八木委員 速やかに募集を行うことっていうことを、この委員会で決定したようなニュアンスに取れるんです。
- 堤子ども家庭部長 委員長から、原告のお子さんに対する対応としては行政としてしっかり責任持って対応すべきことだ、というご発言はこの委員会でもあったと思っています。適切な対応を行うこと、という表現ではいかがでしょうか。
- 水津委員 行政がきちんと対応しなさいということですよ。どういう対応にしても、しっかり検討を行ってくださいということではないでしょうか。
- 普光院委員長 この件については、これまでに何度も情報提供いただきましたけれどもお1人だけでクラスの中でお子さんが過ごされ、これからは集団活動が、必要になる年齢になります。その点、私はできることは検討すべきだと思います。
- 尾高委員 委員会で、一部の委員からこの意見が出たということ。
- 普光院委員長 田中委員が、このことにはきちんと触れるべきだとおっしゃったの覚えてます。
- 八木委員 そういう現状があるということは触れるべきだと思いますけれども、それ以上深く突っ込んで、この委員会ではこういう立場であるということ言うのであれば、もう少し深い議論が必要だったかなとは思いますが。
- 尾高委員 私は委員会でここに触れるべきではないということは、表明させていただいてます。
- 普光院委員長 ただ、これまで、たくさんの情報を訴訟を起こされてる方からはいただいているわけですが、それは検討会の中では、結論を出せない。けれども、その子どもの状況については、理解すべきだというような話は、私たちの中で出ていた。だからこの情報を皆さんに提供するんですという説明を私は何度もさせていただいたような気がします。
- 八木委員 子どもの状況を理解するべきだってお話は伺ってますし子どもの状況は理解しています。ただそれを行政として何とかするべきだとか、そういうような話は私たちは委

員としては、何も発言していないかなと思っています。

○水津委員 私は行政としてきちんと対応するべきだということは答申として出してもいいと思うんです。ただ、具体的に、募集を行うというような文言ではないほうがいいのではないかなと思ってることです。

○普光院委員長 速やかに適切な対応をとというような表現でしょうか。

○水津委員 はい、そういうことです。

○普光院委員長 はい。では、その方向で修正を行い、また皆様からご意見をいただければと思います。

○古山委員 最後にひとつだけ。まず、今回この答申をまとめてくださったことについては本当に感謝しています。委員長もお忙しい中で、委員限りでしたけれどもわかりやすい資料も別で作ってくださったり、今回、議論がこれだけ活発に進んだのは、ここまでまとめてくださったという、本当にそこに尽きると思っていて改めて感謝申し上げます。次、またまとめるというところで、また委員長に大変なご負担をかけてしまうのですがそこにあたって、もう1回だけ一応確認をしておきたいのが、私が不交付団体というところを出したので、最初、財政の話になったのですが、私が言いたかったのは、不交付団体であるというところから、財政が厳しいというのは文脈がおかしいですよねというところで、そこは先ほど事務局で堤さんも認められたところだと思いますので、ここは改めての修正をお願いをいたします。

あと、ここは1意見として受けとめていただければと思うのですが、財政のところは私は制約条件だとは思っていないです。その範囲内で役割を考えるというのは違うと思っています。それだけ言わせていただきます。

あと、本当に、ただ1つの例え話だったというのは理解をしているのですけれども、保育、もしくは子どものことを、家電でたとえられるのは私は1保護者として非常に受け入れ難かったということだけは、これも意見としてお伝えをさせていただきます。

○八木委員 訂正させていただくと、家電と例えたのは建物の方で、お子さんのことではないです。うまく伝わらなかったのは申し訳ないと思ってます。すみません。

○普光院委員長 ありがとうございます。ここまでいただいたご意見をもとに、次の案をまとめたいと思います。今後の流れについて事務局からご説明をお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 今後の予定についてです。次回委員会は5月15日で、答申の決定を予定しています。

ご相談なんですけど、これだけの議論があつて、事務局として反映案を作って、また委員長にたくさん直していただくという感じになりますが、このやりとり、限られた時間ですけど、1回では無理だと思います。そういう意味で、今、事務局で考えているのは、まず、この土日もありますけど、4月30日をめどに、本日の議論を踏まえた答申素案を正副委員長にも相談して、委員にお送りする。これが一つ目。

これに対してGWを挟んで5月6日を締め切りとして修正内容の確認と、さらなる修正案というのを、委員各位からいただく。それを、もう日にちもない中ですが、急ぎ、突貫工事で5月9日に、いただいたご意見を反映した答申案を、次回委員会の資

料として5月9日に事前配布をして、15日に、そこでご意見をいただいた上で、決定とする。正確には、この後、例えば委員長一任のもとに細かい表現とかを調整する部分もあると思いますが、委員会としては、正副委員長に一任して、というような流れを考えています。

繰り返します。

4月30日をめどに、本日の意見を踏まえた素案の送付、5月6日を締め切りとして委員各位から意見聴取、9日に反映した事前資料の送付、15日委員会の答申の決定。こういった流れで何とか頑張ってやりたいと思っています。

事務局からは以上です。

○普光院委員長 ありがとうございます。

○古山委員 確認してもいいですか。次回15日の委員会、その前の9日に資料配布があるので、私たち、2回目の検討を、この9から15日の間にすることだと思うんですけども、私たちが意見を出すというところで、直前にペーパーを出したというところに対して皆さんにご迷惑をおかけしたのは申し訳ないというのは率直に謝罪をいたします。ただ、ここで口頭で、発表するって、やっぱりすごく限界があって、補足、聞き逃してもここにあるから見ればわかるよというものを、準備をするというところは、許容していただきたいなと思っているんです。私自身、皆さんの意見をその場で聞いて理解をしてというのが、追いつかなくなってしまうところが正直ありまして、その分量だったり、表現だったりというところ、短い時間の中にあるので私たちもこの今回出したものが、私たちの意見として、すごく適切なものだったとは正直思っていない。私たちも短い間でやって、何とか、自分たちの意見を皆さんに共有をする補足として出させていただいたという状況です。次回、それが発生するかどうかというのはわからないんですが、やはり量と表現は、配慮は尽力しつつ、ここで出す意見を口頭だけではなくて手持ちでメモと両方でお伝えできるというようなことは許容していただきたいなと思います。

○普光院委員長 つまりこの6日に意見の締め切りがありますけれども、9日の資料配布を受けて、何かある場合ということですか。

○古山委員 そうです。もう1回の委員会で、その修正案に対しての意見を出すということだと思うんですけども、その意見を出すというところで、手持ちのものを。結果はわからないです。私もまだやってみないとわからないんですけども、そういったことがもしあるならば。

○普光院委員長 ただ、5月15日の当日に、何か大量のご意見が出たような場合は、ここまで続けてきた委員会が崩壊するということもあります。

○堤子ども家庭部長 中1日はさんで、例えば13日にそういうものをいただくというのはいかがでしょう。13日にいただければ、14日に配ったり、皆さんの事前共有もできるかなと思います。さすがに14日の夕方とか15の午前中となると、対応が難しいです。13日中であれば、夜でも。どちらにしても議会の予定があり、13日は動かせませんので。

○尾高委員 委員長もおっしゃられたとおり、この最後の最後になって、大量の、その場でしゃべれないような意見が出るというのは、相当な、ことだと思うんですね。ここまでこ

の素案ができて、最終的なものでみんなで喧々諤々したものに対して、さらに意見がというのはどうなんだろう。

- 普光院委員長 できるだけコンパクトなご意見にさせていただくとありがたいということ、それはやはり、13日中に出していただいて、15日には何らかの形で決着をつけましょうということで、皆さんその心づもりで考えていただけると大変ありがたいと思っております。
- 田中委員 今日の口頭でのご説明、大分端折られたところがあったと思うんですけど、ある程度のものであれば、十分反映できるだろうと思うんで、問題ないと思います。
- 普光院委員長 できるだけ早く出していただくということでお願いいたします。
- 中島保育施策調整担当課長 改めて事務的なお話をさせていただくと、今回、大前委員と古山委員については対応させていただきましたが、やはり直前ということで、資料読み込みや内容の理解も含めると、今回同様、コンパクトな資料という形と、資料をお出しになる方については、14日には他の委員のお手元に届くよう13日中に提出いただきますよう、改めてお願いします。
- 普光院委員長 では本日の、議題はすべて終了いたしましたので、委員会を終わりたいと思います、皆様長い時間本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉 会